

沿岸広域振興局長告示第58号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和2年10月27日

沿岸広域振興局長 森 達也

1(1) 名称 三陸町綾里川ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 大船渡市内の市道岩崎野形線と綾里川ダム管理用道路との交点を起点とし、起点から市道岩崎野形線を南東に進みさらに北西に進み市道不動線との交点に至り、同点から同市道を西に進み民有林210林班21小班界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み綾里川ダム管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 山田町四十八坂特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の国道45号と民有林20林班と民有林21林班との林班界の交点を起点とし、起点から国道45号を南西に進み同国道と下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町との境界の交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北西に進み同境界と民有林19林班と民有林30林班との林班界の交点に至り、同点から同林班界を北東に進み同林班界と民有林20林班と民有林30林班との林班界の交点に至り、同点から同林班界を北東に進み同林班界と民有林20林班と民有林29林班との林班界の交点に至り、同点から同林班界を北東に進み同林班界と民有林20林班と民有林21林班との林班界の交点に至り、同点から同林班界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器